

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年十二月二十六日奈良県指令高土第二四―一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年三月十一日高土第八〇一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年三月十一日高土第三三〇号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南四二番三、四二番九、四二番一〇、四二番一一及び四二番一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市上中二六二番地一 香芝リバティ七番館四〇八号

永野雅彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南四二番三

下水道 北葛城郡広陵町大字南四二番三の一部